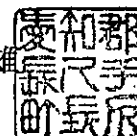


20長土第 109 号

平成20年10月20日

国土交通省道路局長 様

長久手町長 加藤梅雄



今後の道路行政についての意見・提案について（回答）

平成20年9月19日付け国道企第37号にて依頼のありましたこのことについては、別添のとおりです。

＜道路整備における効率化の徹底＞

道路整備においては、着手から供用開始までの期間を短縮することが、最も重要な要素のひとつと考えられる。整備路線の優先度の明確化と集中的な資金投入により事業を完了させることが、最も投資効果を発揮できる。そのためには、国庫予算の配分等について、地域の裁量度を高め自主性を大幅に拡大することで、地域の課題に的確に対応した道路整備が最短で進められるよう、必要な額を確保してほしい。

＜道路管理に関する支援＞

道路は、経済活動はもとより、国民の安全で安心な暮らしを下支えする重要な都市基盤である。しかし、道路施設の老朽化が急速に進む中、日常的な管理体制の確保、長期的な資金計画の見通し、効果的な維持修繕に係る技術的検討等の必要性が、全国共通の課題である。

こういったことから、適切に維持管理することの必要性について再認識し、既設の地方インフラの維持管理に必要な法整備や、柔軟な補助制度等の確立、支援策の拡充・充実を国を挙げて図られたい。

○現状

- ・幹線道路で内外交通が集中し、慢性的な渋滞が発生している。
- ・既成市街地を含む集落内の道路は、まだ幅員4m未満の道路が多く存在し、緊急車両の通行や防災、交通安全などの観点からも、早期道路拡幅の要望が各所であがっている。しかし、敷地境界の問題や建物が境界を越境しているなど、現況土地利用等の問題が随所にあり、進捗が思わしくない。
- ・町内における街路樹の管理状況においては、道路管理主体が異なることから、町内でも路線毎でその差が大きく、統一感が図られていない。そのため、町民からは町内道路全体の管理グレード向上に向けて、多くの意見・要望があがっている。

○課題

国道が無い本町の道路ネットワークの骨格を形成する県道の多くは、現況幅員が狭いことに加え、バイパス機能がないことから、災害時における緊急輸送路確保の観点からも、幹線道路の早期整備が課題である。

既成市街地内の狭あい道路拡幅整備については、地域住民の理解と協力無くしてはできず、また、相当の時間がかかることが必然である。また、法・条例等の整備やその整備手法の検討と合わせ、予算の確保が課題となっている。

本町は、魅力あるまちづくりのために、地域が一体となって良好な環境を守り、育てていくことが大切であるとの認識のもとに、誰もが住みやすい美しいまちを実現することを目的とした「美しいまちづくり条例」を平成17年1月に制定し、さらに、景観法に基づく「景観行政団体」として主要な道路での景観上重要な施設として街路樹の管理にも前向きに努めている。しかし、県道の街路樹においては、管理思想や予算上の問題から継続的かつ統一的な管理が困難であることが課題となっている。なお、県道街路樹においても町が一体的に管理してはどうかという意見もあるが、予算上の課題が残る。

町民一人一人が輝き、そして町には緑があふれ、さまざまな交流がいきかうような交流都市を目指しています。

＜万博理念を継承し、自然・環境にこだわるまち＞

愛・地球博が世界に向けて発信した理念を継承し、人と自然にやさしい持続可能な循環型社会を実現することにより、「自然・環境にこだわるまち」を目指します。

＜リニモでにぎわい交流するまち＞

長久手古戦場駅周辺を新たな中心拠点として整備し、沿線を中心とした集客施設が連携することにより、新たな交流や魅力を引き出す「にぎわい交流するまち」を目指します。

＜人がいきいきとつながるまち＞

住民が健康で安心・安全に暮らすため、地域全体で支え合うことにより、住民同士が「いきいきとつながるまち」を目指します。

＜文化をみがき、人が輝くまち＞

子どもをたくましく心豊かに育成し、だれもが「いつでも・どこでも・継続的に」スポーツや文化・芸術に親しむことにより、「人が輝くまち」を目指します。

＜みんなの力を結集する自治と協働のまち＞

住民等と行政とのパートナーシップ体制の構築、地域の結束の強化、きめ細やかな行政サービスの提供により、「みんなの力を結集する自治と協働のまち」を目指します。

今後の道路行政についての意見・提案

③道路施策の重点事項(代表事例、期待する効果や評価等)

様式 ④

愛知県愛知郡長久手町

○重点事項	○代表事例	○期待する効果や評価等	○その他
・住民との協働による交通安全及び危機管理対策等の推進	所轄警察署との協議による事故多発発生箇所や、想定しうる危険箇所の洗出し等の作業・対応については、道路管理上必要不可欠な業務である。さらに、通学路危険箇所等早期改善のため、PTA等とタイアップした安全点検を実施すると共に、地域防犯ボランティアとの協働による見守り活動も実施している。点検結果については、庁内に「通学路安全対策会議」を設置し、危険箇所の改善整備に努めている。	ハード的な安全対策の実施は当然のこと、地域住民と協働による作業により、交通安全や防犯意識の向上、及び相互に意見を交える環境を整える。こういった取組の継続により、住民が安心安全と実感できるまちづくりに寄与する。	